

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成29年7月21日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700002号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700014号

第1 結論

請求期間①から⑥までについて、請求者の「船舶所有者A」、「船舶所有者B」及び「船舶所有者C」における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和30年1月から昭和35年3月まで
② 昭和35年12月から昭和36年3月まで
③ 昭和36年12月から昭和37年3月まで
④ 昭和37年12月から昭和38年3月まで
⑤ 昭和38年12月から昭和39年3月まで
⑥ 昭和39年12月から昭和40年3月まで

請求期間①から⑥までについて、D町でA氏らが共同所有するE船舶及びF船舶に船員として乗船していたが、年金記録では、船員保険の加入記録がない。

給与から船員保険料が控除されていたはずなので、請求期間①から⑥までを船員保険の被保険者として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

船舶所有者名簿及び船員保険被保険者名簿によると、「船舶所有者A」(E船舶)、「船舶所有者B」(E船舶)及び「船舶所有者C」(E船舶及びF船舶)は、既に船員保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、当該船舶所有者の事業主3人は既に死亡又は所在が不明であることから、請求者の請求期間①から⑥までに係る勤務実態、船員保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、国土交通省運輸局、D町役場及びD漁業協同組合は、「請求期間①から⑥まで当時、請求者がE船舶又はF船舶に船員として乗船していた事実が確認できる資料は保存していない。」と回答している上、請求者は、船員手帳を所持していないことから、請求者の請求に係る事実を裏付けることができない。

さらに、船員保険被保険者名簿により、請求期間①から⑥まで当時に上記の各船舶所有者において船員保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた10人に照会し、5人から回答を得られたものの、請求者の請求期間①から⑥までに係る勤務実態、船員保険の適用状況及び同保険料の控除について具体的な陳述は得られなかった上、当該5人のうちF船舶の船長であった者から提供された海員名簿によると、請求者の雇入期間は昭和43年11月18日から昭和44年3月10日までの期間であることが記載されており、これは、請求者の「船舶所有者C」(F船舶)における船員保険被保険者記録とほぼ一致していることが確認で

きる。

加えて、請求期間①から⑥までについて、上記の各船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿に請求者の名前はなく、被保険者証番号に欠番も見られないことから、請求者の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

このほか、請求者の請求期間①から⑥までにおける船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険の被保険者として請求期間①から⑥までに係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700004号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700015号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和47年11月1日から昭和48年2月1日まで
② 昭和51年4月1日から同年12月1日まで

請求期間①はA事業所に、請求期間②はB事業所にそれぞれ勤務していたが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、厚生年金保険適用事業所名簿によると、A事業所は昭和57年11月*日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、同日に破産宣告を受けている上、請求期間①に代表取締役就任していた者のうち、生存及び所在が確認できた一人は、「当時の資料を保管していないため、請求者の勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除については不明である。」と回答している。

また、請求者は、A事業所に勤務していた同僚等の名前を記憶していない上、同僚等に対する照会を希望していないことから、請求者の請求内容を裏付ける関連資料及び周辺事情を得ることができない。

さらに、請求者のA事業所における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に請求者の名前はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間①に係る請求の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、B事業所の回答から判断すると、期間の特定はできないものの、請求者は、当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B事業所は、オンライン記録によると、平成4年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間②当時は同保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、B事業所は、「請求期間②当時は、厚生年金保険の適用事業所となっていないため、従業員を同保険に加入させていない。」と回答している。

さらに、請求者は、B事業所に勤務していた同僚等の名前を記憶していない上、請求期間②
当時に勤務していた同僚等に対する照会を希望していないことから、請求者の請求内容を裏付
ける関連資料及び周辺事情を得ることができない。

加えて、請求者は、国民年金被保険者台帳によると、請求期間②について国民年金に加入し、
同保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料
及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金
保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控
除されていたことを認めることはできない。